

県営宇尾地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）によって造成される施設の予定管理方法等

1 管理者

この事業によって造成される施設は、河瀬土地改良区が管理する。

2 管理すべき施設

(1) 用水路

名 称	所 在 地	延 長(km)	構 造	主要構造物	備考
支線用水路(パイプライン)	彦根市宇尾町地先	4.4	VUφ125~300		

(2) 農道

名 称	所 在 地	延 長(km)	道路幅員(m)	備考
支線道路	彦根市宇尾町地先	0.4	4.0	砂利舗装

3 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

名 称	取水(通水)時期	取水(通水)量(m <sup>3</sup> /s)	方 法 等
18号分水工	4月~9月	0.073	彦根中部揚水機場から送水された用水を18号分水工より取水

4 管理に要する費用の概算及びその負担の方法

(1) 費用の概算

施設の種類	箇所数	年間標準経費(概算)		計	関係受益面積	10a当たり 年間負担額	備考
		施設管理費	水管理費				
用水路、排水路、農道		1,890,000	1,820,000	3,710,000	29.7ha	12,500円	
計							

(2) 負担方法

河瀬土地改良区は、定款の定めるところにより本事業の施行地域内の農用地につき、地積割を基準として賦課徴収する。

5 その他管理方法に関する基本的事項

特になし